

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	町田市 保健所事務(結核医療) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は保健所事務(結核医療)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

町田市情報セキュリティポリシー1

目的町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

評価実施機関名

町田市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保健所事務(結核医療)
②事務の概要	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき以下の事務を行う。 1 医療費助成申請者管理事務感染症法第37条に係る医療費公費負担申請書、及び感染症法第37条の2に係る医療費公費負担(助成)申請書を受理し、本人確認を行う。 37条の場合(入院勧告又は入院措置)肺結核・肺外結核に該当する方で、かつ、まん延させる恐れがあると認められ、入院勧告を受けた方が対象であり、各種医療保険を適用された医療費の自己負担額を公費で負担する。ただし、世帯員の市町村民税所得割額が56万4,000円を超える方は、月額20,000円を限度として一部負担がある。 37条の2の場合(一般医療)肺結核・肺外結核と診断された者(比較的最近結核に感染したと考えられる方などで、発病の危険が高い方(潜在性結核感染症)も含む)に対し、結核医療に必要な費用の100分の95について、保険者と公費で負担する。また、東京都感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則で、国民健康保険法、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により医療に関する給付を受けている非課税の方は残りの100分の5についても、都の制度により助成が可能であり、都から委任を受け、町田市では申請受付業務を行っている。
③システムの名称	・保健所システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
保健所事務(結核医療)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の70項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第52条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号)第49条・主務省令第2条の表における情報提供の根拠第3欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(97項)・主務省令第2条の表における情報照会の根拠第1欄(情報照会者)が「保健所を設置する市の長」を含む項のうち、事務の内容に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務」が含まれる項(97項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健所保健予防課
②所属長の役職名	保健所保健予防課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 法務課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号194-0021 東京都町田市中町2-13-3 担当課:保健所 保健予防課 電話:042-722-0626 FAX:050-3161-8634
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月22日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月22日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおける全ての局面ごとに、リスクへの対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護宣言	養育医療	結核医療	事後	
平成29年1月31日	5. 評価実施機関における担 当部署	笠松 恒司	河合 江美	事後	
平成29年1月31日	事務の概要		37条の2の項目について、また以下を追加	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	河合 江美	保健所保健予防課長	事後	
平成31年2月28日	IV リスク対策		追加	事後	
令和2年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	総所得税額が147万円を超える	市町村民税所得割額が56万4,000円を超える	事前	
令和2年9月30日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられ ない	事前	
令和2年9月30日	II 1対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年1月31日時点	令和1年11月27日時点	事後	
令和2年9月30日	II 2取扱者数 いつ時点の 計数か	平成31年1月31日時点	令和1年11月27日時点	事後	
令和4年3月16日	I 4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携②法 令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)別表第2	番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の 制限)別表第2	事後	
令和4年3月16日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	令和1年11月27日時点	令和4年2月22日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月16日	Ⅱ 2取扱者数 いつ時点の 計数か	令和1年11月27日時点	令和4年2月22日時点	事後	
令和7年4月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人 情報の主体であることにかんがみ、市民の自己 に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止 等を求める権利を保障するとともに、個人情報 の適正な取扱いを確保することにより個人情報 を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、 市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を 実現することを目的とする。 町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅 威に対する抑止、防止、検知及び回復につい て、組織的かつ体系的に取り組むための統一 的な方針であり、情報セキュリティを実践するに 当たっての基本的な考え方及び方策を定めるこ とによって、市が保有する情報資産の機密性、 完全性及び可用性を維持し、市民からの継続 的な信頼を獲得することを目的とする。	町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅 威に対する抑止、防止、検知及び回復につい て、組織的かつ体系的に取り組むための統一 的な方針であり、情報セキュリティを実践するに 当たっての基本的な考え方及び方策を定めるこ とによって、市が保有する情報資産の機密性、 完全性及び可用性を維持し、市民からの継続 的な信頼を獲得することを目的とする。	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総務部 市政情報課	総務部 法務課	事後	
令和7年4月1日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業		追加	事後	
令和7年4月1日	Ⅳ 11. もっとも優先度が高い と考えられる対策		追加	事後	